

## 第4回熊本市・植木町合併協議会会議録

日 時 平成21年3月2日(月)  
会 場 くまもと県民交流館「パレオホール」

開会時間 15時30分  
終了時間 16時50分

### ○ 出席委員等(30名)

会 長	幸 山 政 史			
副会長	藤 井 修 一			
委 員	西 島 喜 義	金 山 武 史	竹 原 孝 昭	
	江 藤 正 行	上 村 恵 一	高 田 嗣 人	
	森 勢 剛	小佐井 賀瑞宜	恵 口 健 一	
	植 村 米 子	今 井 洋 介	森 日 出 輝	
	西 山 喬	坂 田 弘 實	荒 尾 信	
	増 藤 敏 子	北 田 美 佳	堀 義 徳	
	吉 本 征 子	古 田 均	前 田 道 弘	
	緒 續 和 廣	角 毅 四 郎	富 吉 孝 介	
	服 部 澄 子	矢 壁 輝 光	村 山 栄 一	(代理)
	松 葉 成 正			

### ○ 欠席委員等(0名)

### ○ 幹 事 (4名)

寺 本 敬 司	竹 下 正 博	前 健 一	
緒 方 哲 郎			

## 第4回熊本市・植木町合併協議会次第

日時：平成21年3月2日（月）15：30～

場所：くまもと県民交流館「パレアホール」

1 開 会

2 会長挨拶 幸山 政史 熊本市長

3 議 事

[報 告]

議員専門部会からの報告

[協 議]

(1) 前回提案

協議第18号 市民生活関係事業について（その1）

協議第19号 健康福祉関係事業について（その1）

協議第20号 子ども未来関係事業について（その1）

協議第23号 都市建設関係事業について（その1）

協議第24号 教育関係事業について

(2) 今回提案

協議第16号 総務関係事業について（その1）

協議第19号 健康福祉関係事業について（その2）

協議第22号 経済振興関係事業について（その1）

4 その他

5 閉 会 藤井 修一 植木町長

司会者

それでは、定刻になりましたので第4回熊本市・植木町合併協議会を始めさせていただきます。皆様方にはご多忙の中ご出席いただきまして大変有り難うございます。ここで、本日配布致しております資料の確認をさせていただきます。お手元に1枚もので「会次第」「席次表及び出席者名簿」それから冊子で「第4回合併協議会資料」以上3種類の資料を用意致しております。不足等がございましたら事務局までお申し出下さい。

(資料確認)

司会者

ご確認有り難うございました。それではお手元に配布致しております「会次第」に従いまして進めさせていただきます。よろしくお願い致します。それではまず本協議会会長であります幸山熊本市長がご挨拶を申し上げます。

幸山会長

皆さんこんにちは。それでは、第4回目を数えることになりましたが、協議会の開催にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。まずはご挨拶に入ります前に2月17日でしたけれども副会長でもございます藤井町長様のみごとに再選を果たされました。ここに改めてご当選のお喜びを申し上げますと共に、どうぞこの合併の問題につきましても様々な形でまたご協力をいただきますようになにとぞよろしくお願い申し上げます。ご当選誠におめでとうございました。

それでは改めましてご挨拶をさせていただきます。委員の皆様方にはあつという間に先日年が明けたかと思いましたが年度末ということで月の経つのが本当に早い訳でございますけれども、改めまして本日大変お忙しい中にご出席をいただきましたことに心から御礼を申し上げますと共にその短い期間の中で本日第4回目ということで順調に協議を重ねさせていただいておりますことに対しまして心から御礼を申し上げる次第でございます。どうぞ本日もよろしくお願い申し上げます。また、後ほど事務局のほうから報告があるかというふうに思いますが、議員専門部会におきましても先月の26日に第2回目の会議を開催していただいているところでございますが、開催に先駆けまして植木町議会におかれましては県に講師をお願いされまして独自の勉強会も開催をされたと伺っております。そのご熱心な取り組みに対しまして心から敬意を表する次第でございます。誠に有り難うございます。今後も合併特例法の期限を見据えながら、これまでの経緯を大事にしながら、1つ1つ丁寧に協議を積み重ねてまいりたいというふうに考えておりますので、どうぞ皆様方におかれましてはこれまで同様ご協力のほどをなにとぞよろしくお願い申し上げます。

さて本日でございますが、前回提案分の「市民生活関係」「健康福祉関係」さらには「子

ども未来関係」「都市建設関係」「教育関係」以上の5つの協議項目につきましてご審議をお願いするということになっております。また本日は新たに「総務関係」「経済振興関係」など3つの協議項目につきましてご提案をさせていただくことになっております。前回に続きまして協議項目数大変多くなっているところではございますけれども、なにとぞよろしくお願い申し上げます。この合併協議会におきまして熊本市・植木町双方にとりましてより良き方向性を導き出すことができますように、また意義ある合併が実現出来ますよう各委員の皆様方におかれましては、どうぞ忌憚のない活発な意見を賜りますようになにとぞよろしくお願い申し上げます。冒頭にあたりましてのご挨拶に代えさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

#### 司会者

それではこれより次第3「議事」に入らせていただきます。会議の進行につきましては協議会規約第10条第2項により「会議の議長は会長をもって充てる」となっておりますので、これから先の進行を幸山会長にお願い致します。

#### 幸山会長

はい、それでは規約に従いまして議長を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。それではまず「委員の出席数」についてであります。本日は全員のご出席をいただいておりますので、協議会規約第10条第1項の「定足数」を満たしておりますことをここにご報告を申し上げます。

次に会議録署名委員の指名を行わせていただきます。会議録署名委員の指名につきましては熊本市・植木町会議運営規程第8条第2項の規定によりまして「議長が指名すること」となっておりますので、私のほうから指名をさせていただきます。本日は熊本市側からは「江藤」委員さん、植木町からは「吉本」委員さん兩名にお願いしたいというふう存じます。よろしくようお願い申し上げます。

それでは議事に入らせていただきます。最初に報告でございます、この報告につきましては先ほど挨拶の中でもふれましたが、議員専門部会における審議の経過報告でございます。それでは事務局のほうから説明をお願いします。

#### 事務局

はい、事務局でございます。長くなりますので着座にてご説明させていただきます。それでは資料の3ページ4ページをお開きいただきたいと思います。4ページご説明をさせていただきます。第2回議員専門部会が2月の26日木曜日に行われました。審議の状況については(1)(2)一応2点でございます。(1)でございます、協議第8号「地域自治組織等の取扱いについて」ということで合併時に植木町の区域に地域自治組織を設定す

ることについて承認をいただいたところでございます。なお、地域自治組織の制度等につきましては次回提案することで継続審議となったところでございます。(2)でございます、協議第6号「議会の議員の定数及び任期の取扱いについて」でございます。これにつきましては事務局のほうから説明を致しましてそれぞれ持ち帰って検討を行うとしていただいたところでございます。2の「議員専門部会で審議する項目の進捗状況」を一応参考の為此に記載させていただいております。以上でございます。

幸山会長

はい、只今事務局のほうから説明のありました議員専門部会からの報告につきまして何か委員の皆様方からご質問等ございますでしょうか。

(無言)

幸山会長

特にございませんでしょうか。ご質疑等ないようでありますので、報告につきましては以上で終わらせていただきます。次に協議に入らせていただきます。協議につきましてはまず前回提案をお諮り致します。前回提案の協議第18号から協議第24号までの中の5協議項目につきましては前回にご説明を行っておりますので今回承認の是非についてお諮り致したいというふう存じます。それでは前回提案の協議第18号「市民生活関係事業について(その1)」につきましてご審議をお願いしたいというふう存じます。まずは事務局からの説明をお願いします。

事務局

はい、それでは9ページをご覧いただきたいと思っております。協議第18号「市民生活関係事業について」でございます。5項目提案をしているところございまして1項目でございます「市民生活関係事業のうち町名・字名の取扱いについて、熊本市の区域内の町名は、現行のとおりとする。植木町の区域は「鹿本郡植木町」を「熊本市植木町」に置き換え、現行の大字名から「大字」の文字を削除する。」。2番でございます「市民生活関係事業のうち行政連絡機構の取扱いについて、熊本市の町内自治会制度へ統合する。ただし、移行時期については状況を見極め決定するが、移行までの間は嘱託員制度を継続する。」。3番目でございます「市民生活関係事業のうち町内自治会活動支援事業について、町内自治会制度の移行時に、熊本市の例に統一する。ただし、町内自治振興補助等については、植木町地域自治協働型施設検討委員会の報告を受け、検討する。」。4番目です「市民生活関係事業のうち防犯灯設置補助金について、熊本市の例に統一する。」。5番目です「市民生活関係事業のうち地籍調査の今後の計画について、植木町の事業計画は、新市へ引継ぎ実施する。」。以上5項目でございます。

幸山会長

はい、只今の協議第18号につきましてご質問・ご意見等ございませんでしょうか、いかがでしょうか。個票につきましては前回説明をさせていただいておりますので省略をさせていただきます。

(異議なし)

幸山会長

「異議なし」という声もでておりますが、ご質問等もないようでありますので協議第18号につきましては「原案のとおり承認」ということでようございますでしょうか。

(はい)

幸山会長

有り難うございます。それでは協議第18号「市民生活関係事業について(その1)」につきましては、原案のとおり承認とさせていただきます。続きまして協議第19号「健康福祉関係事業について(その1)」につきましてご審議をお願い致します。事務局からの説明をお願い致します。

事務局

はい29ページをご覧ください。協議第19号「健康福祉関係事業について(その1)」でございます。5項目ご提案を致しております。1番目に「健康福祉関係事業のうち国保料(税)率等について、合併年度の次年度から5年間の負担調整期間を設け、段階的に熊本市の水準に近づけることとする。徴収方式については、合併年度の次年度から熊本市の例に統一する。」。2番目でございます「健康福祉関係事業のうち食生活改善事業について、熊本市の例に統一する。ただし、植木町のみで実施している保育園等巡回栄養教室については、現行のとおり継続する。」。3番目でございます「健康福祉関係事業のうち火葬場について、植木町の火葬場については現行のとおり継続し、使用料については熊本市の例に統一する。」。4番目でございます「健康福祉関係事業のうち緊急通報体制等整備事業について、熊本市の例に統一する。ただし、合併前に植木町制度を利用している方については、5年間継続する。」。5番目でございます「健康福祉関係事業のうち障がい者社会参加促進事業について、熊本市の例に統一する。」。以上ようになっております。

幸山会長

はい、只今説明のありました協議第19号につきましてご質問・ご意見等があれば伺ってまいりますがいかがでございましょうか。はい、それでは森委員さんお願い致します。

森勢剛委員

勉強不足でございますのでちょっとお尋ねをしてみたいと思いますが、この1番目に国保料（税）率等ということがございますが、うちの場合は「税」ということで中身が取り扱われてございますけれども、この違いについて法的なことも含めてご説明をいただくならと思っておりますのでよろしくお願いを申し上げます。

幸山会長

はい、それでは「料」と「税」の違いについてということでございますが、担当課のほうからお願い致します。

事務局（熊本市国民健康保険課）

熊本市の国民健康保険課でございます。「保険税」と「保険料」の違いについてご説明を致します。まず、「根拠法令」でございますが、保険税のほうは地方税法になりますが保険料のほうは国民健康保険法になります。「徴収の根拠」が保険税は地方税法、保険料は国民健康保険法になります。それから「賦課遡及」ですが（さかのぼって資格を与え保険料を徴収するものがございますが）保険税のほうは3年でございますが保険料のほうは2年でございます。それから「消滅時効」保険税のほうは5年でございますが保険料のほうは2年でございます。それから「滞納処分根拠」でございますが、これは両方とも同じでございます。それから「不服申し立て先」でございますが保険税のほうは市町村、保険料のほうは都道府県の審査会ということになります。それから「保険料率の規定」でございますが保険税のほうは条例に税率を規定すると、保険料のほうは条例には必ずしも料率の規定を要しないということでございます。熊本市は国保条例に料率は記載せず賦課割合を記載する、と料率は告示で正式なものとするという手続きになっております。以上でございます。

幸山会長

はい、「料」と「税」の違いにつきまして担当課のほうからご説明をさせていただきます。他に何かご意見・ご質問があれば伺います。はい、上村委員さんどうぞ。

上村委員

2番目の保育園等の巡回栄養教室について、具体的にはどのような事業をされているのかお尋ね致します。

幸山会長

それでは植木町さんのほうから「巡回栄養教室」の内容についてお答えいただきますでしょうか。

事務局（植木町健康福祉課）

健康福祉課の吉田と申します。各保育園に出向きまして食育についての指導を各保育園の保護者の方々と一緒になって食育の活動をやっているところがございます。以上でございます。

幸山会長

よろしいでしょうか。

上村委員

（はい）

幸山会長

他に何かご意見・ご質問あればお願い致します。はい、小佐井委員さんどうぞ。

小佐井委員

国保についてお尋ねを申し上げたいと思います。2点程でございますけれども、1つは調整方法として5年間の負担調整を設けて、段階的に熊本市の水準に近づけるということとなっておりますけれども、先般私のほうでお伺いしましたところ、健全化計画に沿いながら今後も色々進行中ということで、今後国保の状況を見ていって健全化計画に変更がなされていった場合この調整方法に変更が生じるものであるのかどうか、どちらが優先されていくのかといったことについてまず確認をさせていただきたいと思います。

幸山会長

じゃあ1つずつまいりましょうか。今の点について担当課のほうからお願い致します。

事務局（熊本市国民健康保険課）

熊本市国民健康保険課でございます。今委員がおっしゃったとおり熊本市の場合は健全化計画に沿って運営をしているわけでございますが、平成26年度を終期としております。その間具体的には来年度健全化計画を再度見直すということにしてはおりますが、その際保険料率の改定をすることになりました場合は、その時の植木町さんとの差を残りの5年間の年数で調整をするということになりますので、今回ご提案しているところの大きな考え方そのものは変わらないところでございます。具体的な調整の数字が一部変わるということでございます。

幸山会長

はい、いかがでございましょうか。

小佐井委員

率直に受けとりまして、今後変化を否めないということで理解してよろしいですか。

幸山会長

担当課のほうからどうぞ。

事務局（熊本市国民健康保険課）

今申し上げましたように来年再度健全化計画を見直すということにしておりますので、保険料率の改定につきましてもその他の項目も含めまして国保財政全体の中で含めて検討する、ということにしているところでございます。以上です。

幸山会長

よろしゅうございますでしょうか。

小佐井委員

はい。

幸山会長

もう1点どうぞ小佐井委員さん。

小佐井委員

大変申し上げにくいのですが、ここ数年内の国保関係の不納欠損の状況というものをもしお示しいただけるのであれば、金額的なものも含めて教えていただきたいと思いますが、いかがでございますでしょうか。

幸山会長

ここ数年の不納欠損額の状況ということでありますが、はい、どうぞ。

事務局（熊本市保険料収納課）

熊本市保険料収納課でございます。19年度が14億4千万、18年度が12億6千万、17年度が12億5千万、という数字になっております。先ほど申しましたように不納欠損自体は時効が2年という形になっておりますけれども、実際のところ分納とか誓約書という形で時効は伸ばしております。伸ばす作業をする中でどうしても、不納欠損の理由として、生活困窮・状況不明・死亡された・転出された、ということで追っかけが出来なくなった部分については不納欠損という形で処理をしている状況でございます。

幸山会長

はい、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

小佐井委員

はい。

幸山会長

どうぞ他にありますればお願い致します。

(無言)

幸山会長

それでは、他ご質問がないようでありますれば、いくつかご意見・ご質問ありましたが、協議第19号につきましても「原案のとおり承認」ということでよろしいでしょうか。

(はい)

幸山会長

それでは協議第19号「健康福祉関係事業について(その1)」につきましても原案のとおり承認とさせていただきます。続きまして協議第20号「子ども未来関係事業について(その1)」につきましてのご審議をお願い致します。それでは事務局からのご説明をお願い致します。

事務局

はい、41ページをお開け下さい。協議第20号「子ども未来関係事業について(その1)」41ページから42ページにかけて7項目をご提案致しております。まず、最初に「子ども未来関係事業のうち健康教育(母子保健)について、熊本市の保健福祉センター等で実施されている事業は、新市の事業として継続する。植木町で実施している各健康教育事業については、5年間の経過措置を設定する。」。2番目に「子ども未来関係事業のうち乳幼児健診については、熊本市の例に統一する。ただし、実施場所については、健康福祉センター「かがやき館」において、当分の間実施する。」。3番目に「子ども未来関係事業のうち地域子育て支援センター事業については、当分の間、現行のとおり継続し、委託料等については今後検討する。」。4番目に「子ども未来関係事業のうちひとり親家庭等医療費助成事業については、熊本市の例に統一する。ただし、植木町の入院費の自己負担に関する制度(自己負担なし)については、5年間現行のとおりとする。」。5番目に「子ども未来関係事業のうち保育料については、熊本市の例に統一する。」。6番目に「子ども未来関

係事業のうちつどいの広場事業については、現行のとおり継続する。」。7番目に「子ども未来関係事業のうち児童育成クラブ管理運営事業については、事業内容は、現行のとおり継続する。運営費補助は、熊本市の例（児童育成クラブ運営費補助）に統一する。」。以上7項目でございます。

幸山会長

はい、只今説明のありました協議第20号につきましてご意見・ご質問があれば伺ってまいります。いかがでございましょうか。

（無言）

幸山会長

それではないようでありますれば、協議第20号につきましても「原案のとおり承認」ということでようございますでしょうか。

（はい）

幸山会長

はい、有り難うございます。それでは協議第20号「子ども未来関係事業について（その1）」につきましても原案のとおり承認とさせていただきます。続きまして協議第23号「都市建設関係事業について（その1）」についてのご審議をお願い致します。それでは事務局からの説明をお願い致します。

事務局

それでは55ページをお開きいただきたいと思います。2項目あります。「都市建設関係事業のうち次の事業については、熊本市の例に統一する。」ということで4点、里道の整備・私道の整備・下水道使用料・受益者負担金でございます。2項目と致しまして「都市建設関係事業のうち下水道計画については、植木町の下水道計画を新市に引き継ぐ。」。以上2項目でございます。

幸山会長

はい、それでは只今説明のありました協議第23号につきまして何かご意見・ご質問等ありませんでしょうか。

（無言）

幸山会長

ございませんでしょうか。それではご意見・ご質問等もないようでありますので協議第23号につきましても「原案のとおり承認」ということでよろございますでしょうか。

(はい)

幸山会長

はい、有り難うございます。それでは協議第23号「都市建設関係事業について（その1）」につきましても原案のとおり承認ということで取り扱わせていただきます。続きまして協議第24号「教育関係事業について」についてご審議をお願い致します。それでは事務局からの説明をお願い致します。

事務局

はい、67ページ、68ページで9項目あります。まず初めの第1番でございます「教育関係事業のうち通学区域（小・中学校）について、校区については現状を引き継ぐ。指定校変更、区域外就学の基準については熊本市の例に統一する。」。2番目です「教育関係事業のうち育英奨学金（育英事業）について、熊本市の例に統一する。ただし、現在受給している方については経過措置を設ける。」。3番目です「教育関係事業のうち英語指導助手について、熊本市の例に統一する。ただし、英語指導助手（ALT）の配置については、当分の間、植木町における英語教育計画に配慮して配置する。」。4番目です「教育関係事業のうち小学校英語活動推進事業について、モデル的な事業として合併後も継続する。」。5番目です「教育関係事業のうち図書館の施設管理運営について、熊本市の例に統一する。植木町立図書館は熊本市立図書館の分館として位置づける。」。6番目です「教育関係事業のうち図書館行事について、植木町立図書館の童話コンクールは、熊本市に統合し、その他の行事は継続する。また、植木町立図書館の「ブックスタート事業」については、当分の間継続し、「図書館友の会」への助成金については5年間継続する。」。68ページでございます、7番目です「教育関係事業のうち各種体育施設について、熊本市の例に統一する（管理方法・施設料金）。ただし、植木町地域内の運動施設を植木町の住民が利用する場合は、5年間は現行料金の取り扱いを継続し、その後は熊本市の料金を適用する。」。8番目です「教育関係事業のうち社会教育関係団体及び補助金について、熊本市PTA協議会へ一本化する方向で調整を図る。ただし、一本化できない場合は、5年を限度とし現状のまま継続する。また、植木町PTA連絡協議会補助金は、熊本市PTA協議会に団体の統合が成立した年度で廃止する。」。9番目です「教育関係事業のうち次の事業について、植木町中央公民館は、熊本市の例に統一する。」ということで、公民館の運営状況・公民館使用料でございます。地区公民館については、植木町地域自治協働型施設検討委員会の報告を受け、検討する。」。以上9項目でございます。

幸山会長

はい、只今説明のありました協議第24号につきまして何かご意見・ご質問等はありませんでしょうか。

(無言)

幸山会長

ここも前回植木町地域自治協働型施設検討委員会等の説明もあったところでございますけれども、ご意見・ご質問ございませんでしょうか。

(無言)

幸山会長

はい、それではないようでございますので、協議第24号につきましても「原案のとおり承認」ということでよろございますでしょうか。

(はい)

幸山会長

はい、有り難うございます。それでは協議第24号「教育関係事業について」につきましても原案のとおり承認とさせていただきます。

それでは続きまして協議2の「今回提案」に入らせていただきます。今回提案の協議第16号から第22号までの中の3協議項目につきましては、最初の協議になりますので、皆様にご説明を行いました上で次回の第5回協議会で承認の是非をお諮りしたいというふうに存じます。よろしく願い申し上げます。それでは協議第16号「総務関係事業について(その1)」につきまして事務局のほうからの説明をお願い致します。

事務局

89ページをお開きいただきたいと思います。総務関係事業につきまして今回は4項目お願いをしております。それでは調査票に基づきましてご説明をしたいと思います。93ページをお願いしたいと思います。まず、特別職の職員でございます。調整方針と致しましては「合併により植木町の常勤の特別職(教育長含む)は失職する。植木町の非常勤職員のうち、行政委員会(農業委員会を除く)の委員及び監査委員については失職し、その他の委員等については、それぞれの職にかかる事務事業の内容に沿って協議、調整する。」ということでございます。制度比較でございますけれども、別紙94、95ページに各委

員会を記載しているところでございます。これはすでに編入合併ということで承認をいただいておりますので基本的には失職をするということでございます。ただし、それぞれ調整方針によって事業等残っている場合には今後調整をするというようなことでございます。次96ページでございます「条例及び規則等」でございます。これにつきましては「熊本市の条例・規則等を適用する。ただし、各種事務事業の調査内容に基づき、必要な場合には関係する条例・規則等の制定、改正等を行う。」ということで調整方針を挙げさせていただいております。制度比較につきましては、それぞれの条例の規則の数等を記載しております。これにつきましても編入合併ということで、基本的に熊本市の条例を適用することになるところでございます。それでは97ページでございます「非常備消防（消防団）」でございます。これにつきましては「熊本市の例に統一する。」ということで調整方針を挙げております。制度の比較ということでここに掲げております、特に「消防団組織の報酬」でございます、見ていただくと分かりますように例えば熊本市の消防団であれば団長さん74,000円、植木町さんは176,000円、ということで、この報酬につきましては部長以上が植木町のほうが高いというような状況でございます。これで高くなる方安くなる方あると思えますけれども、市の基準を植木町のほうに適用いたしますと例えばこれは今から今後編成になりますけれども植木町の団長さんを副団長さんという形で行っていきます、そういう形で計算していきますと約760万の増加になりまして一人あたりにつきましては14,922円が22,992円となりまして平均的には5割くらいの団員報酬が上がるということでございます。もちろん平均でございます、先ほどいいましたように団長さん達は下がりますが、一般的に800万ほどの「報酬増」ということになります。そのようなことで熊本市の例に統一するということで調整方針を挙げております。それでは98ページでございます「消防団運営交付金」です。これにつきましては「熊本市の例に統一する。」ということで、植木町さんの場合はここに書いてありますように交付の対象は各分団で45,000円でございますけれども、熊本市のほうは分団で26万円、その他、部に対してもそれぞれにお金が交付金として出るということになっております。99ページ「投票区」でございます。投票区につきまして調整方針といたしましては、「植木町の投票区の区割りについては、当分の間現状のとおりとし、その後の取り扱いについては、新市において見直しを検討するものとする。」と、これにつきましてはここに書いてありますように植木町さんは現在14区でございますけれども、平成19年4月に26区から14区へ区割りの見直しをされているということで、現在有権者の方々によりやく浸透をしてきたということでございます。こういう見直し（改正）を行った直後でございますので、当分の間現状どおりということで調整方針を掲げております。以上総務関係でございます。

幸山会長

はい、それでは只今説明がありました協議第16号の「総務関係について（その1）」に

つきましてご意見・ご質問があればお願い致します。

(無言)

幸山会長

最初のご説明でございますので、少し時間をとりますのでご覧いただければというふうに思います。

(時間が経つ)

幸山会長

いかがでございましょうか、特にご意見・ご質問等はありませんでしょうか。採決は次回でございますので、また採決前には質疑等の時間も設けさせていただきますし、次回の協議会までにご意見やご疑問の点ありますれば事務局のほうにお尋ねをいただければというふうに思います。それでは次の協議項目に移ってもよろしいでしょうか。

(はい)

幸山会長

はい、それでは次に移らせていただきます。続きまして協議第19号「健康福祉関係事業について(その2)」につきまして事務局からの説明をお願い致します。

事務局

103ページをお開け下さい。協議第19号「健康福祉関係事業について(その2)」についてでございます。103ページから104ページにかけて7項目8事業について今回ご提案させていただいております。内容につきましては個票のほうでご説明致します。109ページをご覧下さい。まず「介護保険料」でございます。「平成22年度から熊本市の例に統一する。」ということでしております。保険料につきましては3年間の介護保険計画に基づき決定されるものでありまして、この制度比較表に記載されておりますのは平成18年度から平成20年度までの第3期の介護保険計画によるものとなっております。制度比較を見ますと植木町では基準額が年額55,800円、月額4,650円で所得段階は6段階に分けられております。最高料率は所得金額が200万円以上の方で1.50となっており、一方熊本市のほうでは基準額が年額55,200円、月額4,600円で所得段階は7段階、最高料率は所得金額が400万円以上の方の1.75となっております。保険料基準額の年額では熊本市のほうの方が600円安くなっておりますが、400万円以上の所得がある方は植木町では基準額の1.50倍であるのに対しまして、熊本市では基準

額の1.75倍になります為、年間保険料は熊本市のほうが高くなることとなります。しかし、この介護保険料につきましては現在両市町では平成21年度から平成23年度までの第4期の介護保険計画が策定されているところでありまして、次期の保険料基準の目安としまして植木町では第3期と同じ年額55,800円、月額4,650円程度の額と。熊本市では年額の50,400円、月額4,200円程度の額が見込まれているところでございます。このように熊本市の保険料のほうが植木町の保険料より低額になることが見込まれますことから、この介護保険料につきましては「平成22年度から熊本市の例に統一する。」としているところがございます。110ページをご覧ください「高齢者介護用品支給事業」でございます。「熊本市の例に統一する。ただし、植木町で認定を受け給付が決定している者については、当該要介護認定の有効期間に限り、継続するものとする。」としているところがございます。この事業につきましては、認定を受けた要介護者の方にオムツの購入費、又はオムツの現物を給付するものがございます。植木町では介護保険市町村特別給付の介護保険事業として要介護1以上の認定を受け在宅で生活をしている人にオムツの購入費の9割の額を、1ヶ月9,000円を限度として給付されております。熊本市では地域支援事業として市民税非課税の世帯で要介護4以上の認定を受け在宅で生活をする人に1ヶ月6,250円を上限として現物支給が行われております。しかし植木町では平成21年度からの第4期介護保健事業計画策定の中で地域支援事業への切り替えと受給対象者の認定の基準の見直しが検討されております。次に111ページの「地域包括支援センター」でございます。「熊本市の例に統一する。」。地域包括支援センターは植木町に1ヶ所、熊本市に27ヶ所設置されておりますが、設置方法は植木町が直営方式、熊本市が委託方式で実施されております。これにつきましても植木町では、センターの設置方法につきまして平成22年度からの委託方式への切り替えを、平成21年度中に検討するとされております。次に112ページの「ふれあいいいきサロン事業」でございます。「当分の間、現行のとおり継続する。」。熊本市は校区の社協や自治会等の百数十ヶ所で自立した自主事業として茶話会や健康相談、介護予防教室等が実施され、包括支援センターや保健福祉センター等が技術的な支援を行っております。植木町では歩いて通える地域の公民館や個人の家ということで、月に1回から4回程度茶話会や健康チェック、介護予防教室等が町の直営で実施されている状況でございます。この事業は地域に根ざした事業であるということから当分の間現行のとおり継続するとしているところがございます。次113ページの「総合健診」でございます。「5年間現行のとおり継続し、その後の取り扱いについては新市において検討する。」としているところがございます。植木町で実施されている総合健診の内容で「腹部超音波検診」と「前立腺がん検診」を除いては、熊本市でも個別の検診で実施されております。しかし、総合健診という形での検診をまとめたものは熊本市では実施されていない為、このようにしているところがございます。次に114ページの「腹部超音波検診」でございます。「5年間現行のとおり継続し、その後の取り扱いについては新市において検討する。」としているところがございます。この事業につきましては40歳以

上の方を対象にしたもので、70歳未満の方は1,100円、70歳以上の方は400円の負担金で総合健診や複合健診の時に受診することが出来るというもので、この事業は植木町のみで実施されております。次に115ページ「熊本市優待証」でございます。「新市の事業として継続する。」。この事業は高齢者や障がい者・被爆者の積極的な外出を支援する為、熊本市の公共施設の入場料や市内を運行するバスや電車の利用を優待する通称「さくらカード」の交付事業でございます。熊本市のみで実施されております。次に116ページの「診療体制・連携」でございます。この項目は病院に関するものでございまして、「新市の北部の拠点病院として位置付け、市民病院と連携し、現在の医療機能を維持し、診療体制の改善を図る。医師の臨時的な応援や派遣については、迅速に実施し、植木病院の医師数の確保については大学等、関係医療機関に対し連携して要請等を行う。」としているところでございます。植木病院は診療科7科、病床数141床を有する地域に密着した自治体病院で地域医療の提供に合わせ保健・福祉・介護までを総合的に担う拠点病院としての役割を持っている病院でございます。また熊本市市民病院は診療科22科、病床数562床を有する地域医療の中核的な総合病院として一般医療のほかにも高度・特殊医療を担当しながら自治体病院としての役割を果たしている病院でございます。両病院とも救急病院であることから救急患者の受け入れにつきましては「24時間対応」となっておりますが、一般の診療につきましては両病院とも月曜日から金曜日までとなっております。しかし、受付時間については熊本市市民病院が午前8時30分から午後3時まで行うのに対しまして、植木病院では午前8時30分から午前11時30分までとなっているような状況でございます。このようなことから上記のような調整方針としているところでございます。「健康福祉関係事業について」は以上でございます。

幸山会長

それでは協議第19号につきまして御意見・御質問等がございましたら伺ってまいります、いかがでしょうか。はい、森委員さんどうぞ。

森勢剛委員

116ページの病院事業についてお尋ねをしたいと思いますが、この調整方針を見ますと新市の北部の拠点としての位置付け、あるいはこの応援派遣については迅速に実施というような表現がなされているところでございますが、実は植木町の病院は決して良好とはいえないということをまずもって申し上げさせていただきたいと思っておりますけれども、これについては非常に医師関係の問題がありまして、植木町の病院が再生するにあたりましては、やはりなんといっても医師あるいは看護師あたりの交流というものが大切になってくるというような考えを持っております。この中身について積極的な交流が行われるかどうか検討の中身をひとつお話いただくならと思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。

幸山会長

はい、それでは只今の森委員さんからのお尋ねにつきましては、市民病院の方からお願い致します。

事務局（熊本市立市民病院事務局 総務課）

市民病院総務課でございます。ただ今御質問がございました、病院の協力体制でございますが、先日植木病院の病院長さんと熊本市の病院長と一緒に懇談をする機会がございまして、その中でいろいろ協議を行わせていただきまして、その中で今申し上げられましたとおり、植木病院としては非常に医師不足で悩んでいるというお話も出てきましたところでございます。熊本市市民病院につきましても、医師というのは今病院の医局等に要請しながら最低限の確保をしているという状況は同じだということでお話しているところでございます。ただ非常に重要なことは、医師の交流、医師同士が研究し合って技術力を上げていくということ、それから人事の交流というのをお考えではないかと思えます。今申し上げましたとおり、植木病院も同じかと思えますが、私共も熊本大学をはじめと致しまして各大学の医局にお願いをしながら医師の派遣をお願いしているという状況でございます。ですから医師の配置につきましては病院だけの考えではなくて医局との調整が必要かと思っております。そのへんのところも両病院長の会談の中で話を行ったところでございます。合併ということになりましたら、各病院長が一緒になって医師の派遣元であります医局の方に要請していこうというお話し合いをさせていただいたところでございます。

幸山会長

はい、森委員さんどうぞ。

森勢剛委員

只今の説明で双方の病院長がお互いに話し合ったというようなことで、このことについては非常によかったなというような感じをもつものでございますけれども、先程も申しましたように、非常に町立病院はどちらかと言うと良好にない状況にありますので、この文言についてでございますけれども、私は分院といいますか、あるいは医師の一体的な交流とか、こういう表現がこの中におり込めないかお尋ねしたいと思えます。

幸山会長

はい、2点目は一体的交流と、分院についてですね。只今のお尋ねにつきましては事務局の方からお願いします。

事務局

これは次回の承認ということでございますので、次回までに検討させていただきたいと

と思いますが、市民病院それから植木病院、いわゆる将来的にですね企業管理者と一緒になるというようなことも、もし合併した場合は考えられますが、そういうことも含めまして、どういう表現が使えるかというようなことを検討させていただきたいと思います。

幸山会長

只今の文言につきましては次回に再度協議調整をしてみるということでもよろしいでしょうか。

森勢剛委員

只今事務局の方から文言については検討するというようなお話でございまして、非常に安堵したところでございますけれども、当初申し上げましたように、分院のいいですか、あるいは一体的医師の交流といいですか、こういう文言をいただけるならば非常に幸いだと思いますので、このことを御検討いただきますよう要望して私の質問を終わりにしたいと思います。

幸山会長

はい、有り難うございました。どうぞ他に御意見・御質問等あればお願い致します。はい、小佐井委員さんどうぞ。

小佐井委員

それでは私の方から病院事業につきまして3点ほど申し上げたいと思います。私も今森委員がおっしゃったことを少し気にしていたところでございますけれども、病院の位置付けということに関して、これは今度までということで今答えをいただいた感じでございますけれども、私なりにこれを経営面で分院という形で扱っていくのか、それとも一体的な経営ということで考えていくのか、その辺のところを含めてまず考えていただきたいというふうに思っております。

これは1点です。

それとお伺いしたいことの2点目ですが、医師確保の問題でございますけれども、先般の研究会では、やはり先程申されましたように大学の医局との協議が必要であるというような回答であったかと思えます。どうしても医師がいなければ何も出来ないわけでありまして医師派遣、こちらには応援派遣という文字もございますけれども、常勤という形でですね。やはりそこにお医者さんがいらっしゃらなければならない、ということであろうというふうに思います。

これは応援派遣ということではなく恒久的な配置に努力していただきたいということになるわけですが、キーポイントとして医師の待遇問題が考えられるかと思えます。この辺は給与面等諸々の各論的な部分もあるかと思えますし、条例等の関係も色々あると

いうふうに思いますので、こういったものを含めてすり合わせが出来ているのか今後どのようにお考えであるのかを、まずこの点についてお伺いをさせていただきたいというふうに思います。

幸山会長

それでは、今2点お話がございましたのですけれども、2点目だけということでしょうか。医師確保の問題の中での医師処遇の問題でありますとかお尋ねがございましたが。はい、それでは市民病院のほうからお願いします。

事務局（熊本市立市民病院）

市民病院でございます。医師の給与につきましては国の基準を準用させていただいてるところでございます。植木病院さんも同じように国の基準を準用されていると伺っております。

幸山会長

基本的には違いはないという答えでいいわけですか。

事務局（熊本市立市民病院）

はい。あと手当関係で一部違うところがございますが、これはこれからの話し合いになるかと思っております。

幸山会長

はい、ということですが。はい、どうぞ小佐井委員さん。

小佐井委員

有り難うございます。それではもう1点ですね。医療圏域の問題についてお尋ねをしたいと思います。医療圏域が当然違っているわけでございますけれども、これまで担ってきた役割等も考えますと医師会等あたりの絡みもできてですね、なにかしら不安視される部分もでてくるのではないかというふうに思いますが、想定される問題、合併してということになりました時に、これに対する打開策等が現時点で何かお考えであればお伺いしたいと思います。

幸山会長

はい、それでは医療圏域の問題については事務局の方からお願いします。

事務局

これは市民病院の問題ではございませんのでこちらからお答えさせていただきますが、医療圏域の問題はまだ事務方、作業部会の中では議論致しておりません。

幸山会長

これは協議項目に入ってくるということでしょうか。医療圏域の問題については。

事務局

基本的には県との協議ということになりますので、町と市とで協議をしてもということになりますので。将来的には当然合併するわけですから、圏域の統合というような話はでてくるというふうに思います。

協議項目には入りません。

幸山会長

協議項目には入らないということですが、いかがでしょうか。

小佐井委員

はい、わかりました。それではもう1点。これは病院関係ではございませんけれども、115ページの熊本市優待証についてお尋ねをさせていただきたいと思います。

通称さくらカード、以前これが行革の対象になったと伺っております。当然今後合併したとすれば圏域拡大に伴いコストも当然増大していきたくらうと思いますが、そのへんのことともやや不安視する部分です。率直に申し上げて、やはり高齢者の方々の不安がございますので、このへんについての見解をいただきたいと思います。

幸山会長

はい、それでは熊本市優待証の件について担当課の方から。今、新しく行財政改革を策定中でもありますのでそのことを中心としてお答えいただければいいのではないかと思います。いかがでしょうか。

事務局（熊本市地域保健福祉課）

地域保健福祉課の今坂と申します。優待証につきましては、行財政改革の対象とはなっていないところでございまして、今後も継続してやっていく事業の予定で検討されているところでございます。もちろん植木町さんが入りますと距離にしても料金にしてもだいぶ増える部分がございますが、その件につきましては事務的な部分で負担の見込み額等を検討しているところでございまして基本的にはここに書いてありますように新市の事業として継続していくということと考えているところでございます。

幸山会長

あの、今の答えは16年度から20年度までの行財政改革推進計画というものがございました。その中でこの優待証の見直しということで一部自己負担の導入というものをさせていただいたところがございます。まだ策定途中ではございますが、来年度からスタート致します行財政改革計画。また平成21年度からの5ヵ年の計画でございますが、まだ素案の段階ではございますけれども、その中にはこの見直しという項目は入っておりませんというふうなことです。ですからこの制度で継続をしていく、というふうなことを今申し上げたところがございます。よろしいでしょうか。

はい、どうぞ小佐井委員さん。

小佐井委員

今事務局の方からも見込等の試算も行ってらっしゃると伺いました。できれば詳細に渡ってというのはなかなかこの期間中は難しいだろうとは思いますが、やはりこのへんも数字的なものというとなかなか大変かと思えますけれども、出していただけるのであれば確証を得たいというような気持ちもございますので、お願いをしたいというふうに思っております。例えばこれについては地域性でありますとか高齢者の人口の問題ですとか交通網の問題ですとか色々あってからの試算になってくると思えますので、事務方としては試算をはじき出すのは大変なご苦労かと思えますけれども、こういったものを少しでも「こういうことですよ」ということで出していただいて確証的なものをいただくと大変ありがたいというふうに思っております。

幸山会長

今の試算をという問いかけについては何か答えはありますでしょうか。はい、どうぞ。

事務局（熊本市地域保健福祉課）

試算ですけれども、今、非常に大雑把な金額といえますか、大きな形での試算をやっておりまして、植木町さんの場合ですと、だいたい5,700万円位の増加になるのではないかとこのように思います。ただこれは当課としても正式にきちんとだしているわけではございませんので、もうちょっと精査させていただいてきちんとした数字を出させていただきたいと考えております。

幸山会長

次回までに算定根拠といえますか、を含めて改めて御説明いただくということですか。

事務局（熊本市地域保健福祉課）

はい、きちんとした資料を用意させていただきたいと思います。

幸山会長

じゃあ、次回そういう形で説明をさせていただきたいと思います。他なにかございますでしょうか。

（無言）

幸山会長

他ございませんでしょうか、それではないようであれば次に移っていいでしょうか。

（はい）

幸山会長

はい、それでは次の協議項目に移らせていただきます。続きまして協議第22号の「経済振興関係事業について（その1）」につきまして事務局からの説明をお願い致します。

事務局

はい、117ページをお開きいただきたいと思いますが、経済振興関係118ページまで6項目でございます。では、調査票に基づきましてご説明をさせていただきます。123ページをご覧いただきたいと思いますが、「基盤整備事業」でございます。これにつきましては「熊本市の例に統一する。なお、県営南尾迫地区経営体育成基盤整備事業のうち合併年度中（平成21年度）に実施した本体事業・ハウス移転事業に係る地元分担金が合併後に支払われるときは、熊本市の制度を適用する。」というようなことで調整方針になっております。比較表を見ていただきますと解りますように、地元負担が熊本市のほうが低いということで熊本市の例に統一をすることでございます。なお、ここの南尾迫地区でございますけれども、これにつきましては平成21年度中地元負担、植木町では12.5%、熊本市では地元負担の6割を熊本市が負担しておりまして、実質の地元負担は5%でございます。これが合併後に支払われた場合には、この措置を熊本市の例に統一することが可能でございますので、なお書きを書かせていただいたところでございます。次124ページの「農地・水・環境保全向上対策事業」でございます。「現事業期間中（平成23年度まで）は、現行のとおり継続する。」ということでございます。熊本市・植木町さん運営形態等が少し違いまして、熊本市であれば地域連絡協議会が設置されておりますし、植木町さんのほうでは植木町土地改良区が受託をしているということで、23年度までで事業が終了す

るといふこととごさいますので、これはこのまゝ現行のとおり継続をするといふことと調整方針をすしております。125ページ「生産体制強化対策事業」でございます。調整方針としては「5年間現行のとおり継続し、その後の取り扱ひについては、関係機関と協議調整をするものとする。」としております。この内容につきましては書いてありますように内訳の3番を見ていただきますと、植木町さんのほうは各団体助成620万円でJA鹿本さんが主な窓口になっておられるといふことと、熊本市のほうは各種団体助成経費といふことと熊本市農畜産物出荷協議会1,100万円でございます。ここがJA熊本市とやっているとごさいます。各種色々な事業をすっておりますけれども、これにつきましては関係機関と協議調整を今後おこなつていきたいといふことと、一応5年間は現行のとおり継続をするといふこととになっております。次126ページでございます「農業用廃プラ類処理対策協議会」でございます。この協議会でございます。調整方針と致しましては、「5年間現行のとおり継続し、その後の取り扱ひについては、関係機関と協議調整をするものとする。」としております。植木町さんのほうを見ていただきますと、事務局は鹿本農協のほうに置かれてあるといふことと町長が会長といふこととでございます。補助金としてここに17年から19年の決算がでておりますけれども、一応こゝういふ補助をされてあるところとでございます。熊本市のほうの対策協議会は主に環境への負荷軽減啓発等を事業としておりまして、補助金は特にやっております。業務形態が植木町さんは処理費用等の管理調整もやっていると、少し中の業務も行ってあります。こゝういふ意味で5年間はこのまゝ継続致しまして、その後については関係機関と協議調整をするといふこととにしてあります。次127ページ「農業振興地域整備計画変更」でございます。これにつきましては「両市町の計画を引き継ぎ、熊本市の見直し時期に合わせ、新市において調査・統合をする。」といふこととにしてあります。制度比較を見ていただきますと、熊本市のほうは平成23年度以降に見直しをする予定になってありますし、植木町さんのほうは現在作業中とでございまして平成21年度終了見込みといふこととになってあります。こゝういふことと熊本市の見直し時期に合わせて調査等をするといふこととにしてあるところとでございます。次128ページの「企業立地促進事業」でございます。調整方針と致しましては「熊本市の例に統一する。ただし、植木町の条例で指定を受けてある企業等については、現行のとおりとする。」といふことと、制度比較がでてありますけれども、全体的に熊本市のほう総額限度額20億円といふことと熊本市のほうが充実をすしているといふこととでございます。それから、130ページ最後とでございます「中心市街地活性化対策事業」でございます。調整方針と致しましては「現行のとおり継続する。」といふこととにしてあります。制度比較表とでございましてけれども、植木町さんのほうは植木まちづくり株式会社への業務委託をされておりまして、主な業務につきましてはここに書いてありますよゝうな「街並み形成事業」であつたり「テナントミックス拠点形成事業」等とでございます。熊本市のほうにおきましては、「協議会運営支援事業」といふことと、これは中心市街地活性化基本計画の意見・調整であつたり、調査研究等の情報交換等をされてある協議会でございます。また2、3、

ということでいわゆる実行委員会を設立致しまして熊本市に入りまして、「まちなか賑わい創出事業」や「城下町大にぎわい市」等をやっているところでございます。このように少し形態が違っておりますので現行のとおりこのまま植木町さんのほうも継続をするというような調整方針をとったところでございます。

幸山会長

それでは今説明がございました協議第22号につきまして御意見・御質問等を伺ってまいります。はい、小佐井委員さんどうぞ。

小佐井委員

130ページの商工・観光関連事業の中心市街地のことについてお尋ねしたいと思えます。私の認識が間違っていました時はお許しいただきたいと思えます。熊本市の中心市街地活性化事業をされていらっしゃるかと思えますけれども、今植木の方でも立ち上がりながら、まだ認可をいただいておりますが、取り組んでいるところでございます。この中心市街地の認可というものについては、法的なものでは一自治体が一つの原則というのが原則論であったらうなというふうに思えますが、そうであるならば、法的なハードルあたりがクリアできるのかどうか、それと、当然国あたりとの協議が必要になってくるのであらうというふうに思えますので、例えばこれが合併によって一つの町、一つの市の中に二つの認可が得られるのかどうかということ。このことについて見解をいただきたいなというふうに思えます。

幸山会長

はい、それでは中心市街地活性化基本計画についてということですが、これはどちらから答えますか。それでは事務局の方からお願いします。

事務局

これは合併に限り1団体一つというのはございません。ということでございますので、熊本市で認可があっても植木町でも認可がいただけるということになります。これは確認済みでございます。

幸山会長

はい、小佐井委員さんどうぞ。

小佐井委員

それでは、まだ現在植木町の方では認可はいただいておりますけれども、合併後でも認可をもらえるという認識でよろしいでしょうか。

幸山会長

そこは、今、植木町さんの方ではどういうスケジュールで進めてらっしゃるんでしょうかね。

はい、どうぞ。

事務局（植木町）

今、植木町の方では基幹事業である商業集積のまとめを現在至急事業主体の方をお願いをしているところで、その中の事業の選定をお願いしているところでございます。順調にいけば国の方とは6月の認定に向けてということで御相談申し上げているところでございます。最善の情報をやっているところでございます。

幸山会長

6月認定の目標で進めているということでございます。そうなりますと、合併ということになりますと、それを引き継がせていただくということになろうかと思いますが、いかかでしょうか。どうぞ他にありますればお願い致します。はい、それでは緒続委員さん。

緒続委員

私は商工会を仰せつかっております緒続といいます、今委員の方から意見が出ましたように、区画整理と一緒に中心市街地の中心に5,300坪ほどの計画をしております、もちろんこれはこちらの問題ですが、今課長が言ったように早めに6月に基本計画を出して来年の3月31日までに認可が下りればいいにしても、もちろんこれは植木の問題ですが、これがもし合併後には認可が下りないということになれば、もちろんこれはこちらの問題ですが、やはり植木町の顔として、植木は植木としてのまちづくりを今後も取り組んでやっていかなければいけないという思いもあります。私たち商工業にとって大きな問題であります。もちろんこれはこちらの問題ですが。今の藤井町長も前町長から筆頭株主として第3セクター的な形で引き継いで代表となっておりますし、そしてまた一般からも61名の出資をいただいて今企画をしております。これも平成18年から協議会を立ち上げて31名の方々の学識経営者等をお願いしてできております。中心の中心ということで大きな土地を持っておられる地権者等の問題もあつてなかなか難しく、また商工会が窓口ということで頭から競合した既存の商店街になかなか業種ももってこられない、という問題もあります。いずれにしても中心商店街の顔として今後よりいっそう活性化を図っていかないといけないということで現在取り組んでおります。これが合併後にずれ込んだ時は1エリアに1箇所ということで聞いておりまして、出来ないということになれば大変な問題ですので、合併の3月31日の中で認可が下りたらOKということで言われましたが、その後継続して話し合いがずれ込んだ場合は「絶対だめ」なのか、そのあたりを確認していただきたいと思います。

幸山会長

はい、再度事務局の方からお願い致します。

事務局

私が確認しておりますのはそこまででございます、合併までに認可されなかった時にどうなるかということにつきましては今日は原課が来ておりませんので、ちゃんと調べさせて次回正確に御報告させていただきます。

幸山会長

はい、それでは次回の報告、途中でもわかれば御報告をする、という対応をお願いしたいというふうに思います。どうぞ他に何かありますか。

(無言)

幸山会長

それではないようでありますので、協議につきましてはこれで終了とさせていただきます。それでは次に次第4「その他」となっておりますけれども、何か委員の皆様方からご意見・ご質問ありませんでしょうか。

(無言)

幸山会長

ありませんでしょうか。それでは、事務局のほうから何か報告や連絡事項はありませんでしょうか。

事務局

次回でございます、3月31日火曜日の午後2時30分からKKRホテルでございます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

幸山会長

はい、次回開催予定ということで3月31日年度末でございますけれども、14時30分KKRホテルということでございますのでお忙しいとは思いますがご協力をなにとぞよろしくお願い申し上げます。

それでは他にないようでありますので、以上をもちまして本日の議事につきましては終了とさせていただきます、皆様方のご協力に心から感謝を申し上げます。本当に有り難うございました。

司会者

それでは最後に閉会の言葉を本協議会副会長であります藤井植木町長が申し上げます。

藤井副会長

閉会を申し上げます。本日は第4回目の協議会長時間にわたりましてご慎重にご審議をいただきまして誠に有り難うございました。前回提案分の5件につきましても原案のとおり承認をいただきました。次回は3月の31日ということでいよいよ年度末大変忙しい時期に本格的な協議を進めるということでございまして、委員の皆様方には大変お世話になりますけれども、今後ともどうぞご支援・ご協力をよろしくお願い申し上げます閉会とさせていただきます。大変有り難うございました。

司会者

それではこれもちまして第4回熊本市・植木町合併協議会を終了致します。

終了 16時50分

以上のとおり会議の次第を記録し、これを証するため署名する。

平成21年 3月 31日

署名委員

江藤正行

署名委員

吉本征子